

## 鋼橋工場製作工及び輸送工の積算について

北海道制定の「土木工事積算基準」において、「306 橋梁工」「306-010 工場製作工」及び「306-030 輸送工」については、「土木工事標準積算基準書（道路編）第IV編 道路第7章 橋梁工 ① 鋼橋製作工」を適用することとなっています。「土木工事標準積算基準書（道路編）」の令和5年度改定において下記の項目が改定されることに伴い、早期に積算に反映させるため下記のとおり適用することとしましたのでご留意願います。

なお、本通知は 2023 年 10 月土木工事積算基準等の制定までの暫定処置のため、積算基準日が令和5年9月30日付の工事まで適用することとします。

### 1 鋼橋製作費における標準工数

積算基準日が令和5年6月1日～9月30日の工事に適用

種別		現行	改定
単純鋼桁	大型材片	1.15	1.48
	小型材片	0.25	0.32

### 2 横断歩道橋製作費における標準工数

積算基準日が令和5年6月1日～9月30日の工事に適用

種別		現行	改定
階段部	I 桁	9.9	13.8
高欄部	高欄	11.6	14.5

### 3 材料費（副資材費）積算基準日が令和5年4月14日～9月30日の工事に適用

現行	改定
16,400 円／t	17,300 円／t

### 4 桁輸送費 積算基準日が令和5年6月1日～9月30日の工事に適用

橋種	輸送単価（円／t）	
	現行	改定
箱桁（鋼床版箱桁のみ）	$Y=26.38X+13,472$	$Y=23.93X+16,437$
橋脚	$Y=26.12X+8,518$	$Y=23.44X+15,721$

Y：輸送単価（円／t）

X：輸送距離（km）